

小高区自治振興基金処分に係る検討資料

事業名	①高校生による小高区での実践事業 ②小高区花のまちづくり推進事業 ③小高区街なか賑わい創出事業 (所管：小高区地域振興課)
事業概要	別紙【資料 1 - 2】を参照

事業実施状況	平成 29 年度 (前々年度)	○事業費 734 千円
		○実施内容 ①高校生による小高区での実践事業
	平成 30 年度 (前年度)	○事業費 862 千円
		○実施内容 ①高校生による小高区での実践事業

今年度以降の総事業費	令和元年度 (今年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
	① 1,269 千円 ② 888 千円 ③ 5,500 千円 計 7,657 千円	① 1,301 千円 ② 1,200 千円 ③ 5,500 千円 計 8,001 千円	(未定)

○「南相馬市小高区自治振興基金条例」による処分基準

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

処 分 基 準 チェック	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業 <input type="checkbox"/> (2) 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業 <input type="checkbox"/> (3) 文化及び体育・スポーツの振興について特に必要と認める事業 <input type="checkbox"/> (4) 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業 <input checked="" type="checkbox"/> (5) 環境、国土保全及び緑化推進について特に必要と認める事業
-----------------	--

自治振興基金の処分妥当性判断チェック

処 分 妥 当 性 判 断 チェック ※これら全て を満たすもの が対象となり ます。	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 基金を処分する自治区、自治区の住民、企業及び組織または、自治区内の地域資源（住民等を除く）を対象として実施する事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 営利を目的としない公益的な事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 受益者が一定の者に限定されていない事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (4) 事業を実施することで、当該自治区の発展が期待できる。 <input checked="" type="checkbox"/> (5) これまで他の助成等を受けていない事業である。 <input type="checkbox"/> ※ 助成等の措置が終了又は受けることができなくなったが、事業を実施しなかった場合に当該自治区の振興又は発展に影響が生じる事業である。 <input checked="" type="checkbox"/> (6) 市の復興総合計画等、市の各施策との整合性が確保されている事業である。
--	--

R2 年度小高区自治振興基金の活用（案）について

令和2年度 小高区自治振興基金の充当事業（案）

- ① 高校生による小高区での実践事業
事業費：1,301 千円（基金充当予定額：1,301 千円）
- ② 小高区花のまちづくり推進事業
事業費：1,200 千円（基金充当予定額：1,200 千円）
- ③ 小高区街なか賑わい創出事業
事業費：5,500 千円（基金充当予定額：5,500 千円）

◆事業費合計：8,001 千円（基金充当予定額：8,001 千円）

充 当 予 定 事 業**① 高校生による小高区での実践事業**

(1) 事業概要

小高区の復興・再生を若者と促進するため、地域住民との協働により、高校生が企画した事業を実施する。

(2) 参加生徒（令和2年度2・3年生）

- ・原町高校 6名（男子2名、女子4名）
 - ・小高産業技術高校 1名（女子1名） 計7名
- （新メンバー随時募集中）

(3) 事業内容

ア. 季節ごとのイベント企画・開催
3回（夏秋冬、各1回）

イ. 小高区の復興情報サイト運営
ホームページでの復興状況・グルメ・観光・季節イベント等の発信。
<http://live-lines-odaka.com/>

ウ. 小高区の復興情報パンフレット作成
生活情報や観光資源等を中心に掲載し、市内外へ配布することにより、小高区内の交流人口の拡大を図る。
令和元年度は、駅前の飲食店5店舗を紹介する冊子を作成した。

② 小高区花のまちづくり推進事業

(1) 事業概要

小高区の各行政区の景観美化活動を通じたコミュニティ形成を推進し、加えて、地域に癒しと安らぎの空間を創出するため、花苗を配付し、花いっぱいのもちづくりを図る。

(2) 事業内容

小高区内で希望する行政区に花苗を配付し、春もしくは秋のいずれかに植栽を実施する。

植栽場所は各行政区に一任するが、各行政区の沿道や公会堂、公共施設等を基本とする。

令和元年度は春・秋合わせて20行政区で実施した。

③ 小高区街なか賑わい創出事業

(1) 事業概要

小高交流センターに冬期間イルミネーションを設置し、住民の憩いの場を提供するとともに、施設利用や交流人口の拡大を図る。

(2) 事業内容

小高交流センター敷地内に2箇年計画で資材を購入し、イルミネーションを設置する。

令和元年度は、飲食店付近の広場や通路の一部に設置した。

令和2年度は、天然芝のはらっぱにイルミネーションを追加設置する